

[事案 2022-150] 新契約無効請求

・令和5年4月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年6月に契約した養老保険（基本保険金額200万円、保険料払込期間10年、医療保障特約付加）について、総額200万円を払い込んだ時点で保険料の支払いが終了し、その後、終身の医療保障が続くものだと思っていたが、実際には、10年後の62歳ですべての保障が終了し、払込保険料総額が200万円以上となるものだった。しかし、そのような説明を募集人から受けていないことから、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約が10年（62歳）満期の養老保険であることは、設計書、申込書、保険証券等から明らかである。
- (2)申立人が設計書で説明を受けていたことは、申込書の押印によって明らかであるところ、設計書には払込保険料総額が記載されており、容易に認識が可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。